

動画登録に関する実施規約

(規約の目的)

1. この規約は、国土交通省 近畿地方整備局 近畿インフラ DX 推進センター（以下、「当センター」という。）が紹介する動画や VR 等（以下、「動画」という。）の運用に関して、動画登録を行う事業者（以下、「動画申請者」という。）が、申請及び活用において、遵守及び了承すべき事項等を定めたものである。動画申請者は、この規約に同意し履行することを確約し、申請書を提出するものとする。

(動画登録の目的)

2. 登録された動画の活用により、3次元モデルを扱う BIM/CIM、ICT 施工および無人化施工に関する人材育成のための研修等に加え、最新技術等の情報発信を行い、これらの技術の普及ならびにその活用促進を図り、これまで生産性向上として取り組んできた i-Construction をより深化させることを目的とする。

(動画申請者)

3. 動画申請者とは、技術開発者（当該技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行行使することができると正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。また、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。）とする。
4. 動画申請者は、動画情報の第三者への放映を許諾するものとする。

(動画登録の対象とする技術)

5. 動画登録の対象とする技術は、国土交通省の「公共工事等における新技術活用システム（以下、「NETIS」という。）」に掲載中の技術（以下、「掲載中の NETIS 技術」という。）、および PRISM（官民研究開発投資拡大プログラム）に選定された技術（以下、「PRISM 技術」という。）とする。
6. 掲載期限を終了した NETIS 技術であっても、2 項「動画登録の目的」に資する技術は登録の対象とできるものとする。また、これに該当しない技術であっても、2 項「動画登録の目的」に資するものと認められる技術は登録の対象とできるものとし、動画登録の申請者は速やかに NETIS 登録技術となるよう努めることとする。

(動画の位置付け)

7. NETIS 技術において、登録された動画に関する情報は、NETIS 申請者が提出する登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等及び国土交通省の直轄工事等における当該技術の活用に係る事前審査並びに活用を行った結果に基づく事後評価結果に関する情報等で構成するものである。また、当該技術に関する以外の内容（企業広告等）は、動画に含んではないものとする。

8. 登録された動画情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、研修等で紹介する技術等の参考情報として取り扱うものとする。
9. 動画情報は、技術開発者からの申請に基づく情報とし、その内容について国土交通省が評価等を行っているものではないこととする。また、公開した動画情報に伴う苦情、紛争等への対応は、動画申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も有しないものとする。
10. 動画情報に基づく実作業等における活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものとし、当該技術の活用の実施が保証されるものではないものとする。
11. 動画に関係する特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものとする。

(申請書類等及び申請技術)

12. 動画申請者は、この規約を印刷の上、動画申請書に添えて申請することにより、この規約に同意し履行することを確認したと見なす。
13. 動画申請者は、当該技術が共同開発（技術開発者が 2 人以上）である場合は、申請技術に係る当事者の間の代表する者とする。この場合、この規約に定めた動画申請者に係る責任の全ては、代表する申請者が負うこととし、その旨の同意書を申請書類に添付するものとする。
14. 申請技術に知的財産権等が設定されている場合、その権利を有する者も共同開発者とする。
15. 動画申請者は、整備局等から動画登録申請書類に係る追加資料等の提出やヒアリングの要請がある場合はその求めに応じるものとする。また、申請窓口の求めに応じない動画申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。
16. 動画申請者は、動画登録に係る申請書類及び追加資料（以下、「動画申請書類等」という。）の記載内容について全ての責任を負うものとし、動画申請書類等の作成並びに提出に係る費用は動画申請者の負担とする。
17. 整備局等は、申請技術の活用に伴う事項を運用する際に、その検討を委託した者に動画申請情報等の内容を開示することがある。
18. 動画申請者が提出する動画申請書類等は、返却されない。また、提出された動画申請書類等は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象とす（個人情報 は除く）。
19. 動画申請書類等は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。また、申請技術は、他の技術に係る知的財産権等の権利を侵害するものであってはならない。
20. 整備局等は、動画申請書類等の記載に不備が見つかった場合、相談窓口で受理した後であっても申請受理を取り消すことがある。

(登録、登録抹消、中断等)

21. 整備局等は、動画の登録、登録抹消、中断等を行うことができる。なお、次のいずれかに該当する場合、動画申請者の同意を得ることなく、登録抹消若しくは若しくは中断を行うことができる。
 - ① 動画申請書類等の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき、又は疑いがあるとき

- ② 申請情報及び申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき、又は疑いがあるとき
 - ③ 申請情報及び申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、又は係争が生じたとき
 - ④ 申請技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき、又はその疑いがあるとき
 - ⑤ 動画申請者が、この規約に違反したとき
 - ⑥ 動画申請者について、その技術行使権原が消滅したこと、又は技術行使権原を有する者が他の技術開発者と円滑な連絡が取れなくなったことを整備局等が確認したとき
 - ⑦ 動画申請書類等に掲載する連絡先との連絡がとれないことを整備局等が確認した日から 6 カ月以上経過したとき
 - ⑧ 5 項、6 項に記載の動画登録の対象技術でなくなったとき
 - ⑨ その他、整備局等が必要と認めたとき
- なお、動画の登録は、登録された日の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間をもって終了するものとする。

(整備局等への協力)

22. 動画申請者は、申請技術の活用にあたり整備局等から修正等に関する協力の要請を受けた場合は、この申請技術に係る技術資料及びノウハウの提供、施工等に係る助言、或いは技術者の派遣による指導等の協力を行うものとする。なお、この協力に係る費用は整備局等と動画申請者で負担についての協議を行い決定するものとする。

(その他)

23. 本規約で定める動画申請者の責任は、本実施規約に別途の規定が有る場合を除き、無過失責任とする。
24. 動画申請者は、自己の申請技術に係る動画情報を常に管理し、内容等に変更を生じた場合は速やかに整備局等へ修正等の更新手続きをとらなければならない。
25. 動画及び動画申請書類等に用いる言語は、日本語とする。ただし、整備局等が他の言語での提出を求める場合は、この限りではない。
26. この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。
27. この規約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
28. この規約に定める金銭の通貨は、日本円とする。

附則

本規約は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

令和 4 年 1 月 27 日、一部改正。

令和 5 年 3 月 22 日、一部改正